

区の魅力と活力向上推進事業 補助金

各区役所で設定したテーマ等に基づく、
皆さんの活動を支援します。

募集期間 毎年2月頃

各区役所では、地域の魅力や活力の向上に資する皆さんの主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することによって、地域特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを推進していくことに取り組んでいます。

その支援方法の一つとして、各区役所が設定したテーマ等に基づき、皆さんが自ら行うまちづくり活動を広く募集し、選ばれた活動に補助金を交付します。

皆さんの創意工夫を凝らした、個性あふれる活動のご応募をお待ちしています。



中区



東区



南区



西区



安佐南区



安佐北区



安芸区



佐伯区

補助の対象となる団体

3人以上で構成される団体

町内会・自治会、女性団体、老人団体、子ども会、体育団体、青年団体、市民活動団体、ボランティアグループ、地域サークル、NPO、事業者（法人、企業、組合、業界団体等）などが該当します。

ただし、暴力団関係者が構成員に含まれる団体等は、補助の対象になりません。

補助対象期間

補助金交付決定通知の日から当該年度末（3月31日）まで

この間に実施する活動が補助の対象となります。

補助金額

補助金の補助率及び補助限度額は、1事業当たり次のとおりです。

補助年度	補 助 率	補助限度額
初 年 度	補助対象経費の3分の2以内	100万円
2年度目	補助対象経費の2分の1以内	70万円
3年度目	補助対象経費の3分の1以内	35万円

※ 同一団体の同一の活動に対しては、原則として連続する3年度を限度に補助することができますが、次年度以降も、毎年度申請が必要となります。なお、審査の結果、採択されない場合、及び、申請額どおりの補助金額とならない場合があります。

※ 隔年実施のイベントなど事業の内容により補助金の申請が連続した年度とならない場合についても、申請を認めることがありますのでご相談ください。

※ 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

※ 補助対象経費は、補助対象活動の実施に必要な経費が対象となります。ただし、事務所経費、総会等会議開催費など団体の基礎的な運営に要する経費、人件費、飲食費は対象になりません。

申請方法等

補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業申請書等の必要な書類（新規の場合は新規申請用、継続の場合は継続申請用）を活動される区の区役所地域起こし推進課（まちづくり支援センター）へ提出してください。

＜申請時に必要な書類＞

- ・補助事業申請書（新規申請用又は継続申請用）
- ・事業計画書（ 同上 ）
- ・収支予算書（ 同上 ）
- ・団体の概要書（ 同上 ）〔規約・会則等団体の運営に関する規程を添付〕
- ・誓約書

申請後、各区役所において、「区の魅力と活力向上推進事業補助金交付要綱」等の規定に則したものかどうか要件審査を行い、その後、各区役所内に設置する補助金審査会において、新規の場合は、団体から提案された活動について、設定したテーマとの整合性、公益性、先駆性・独創性、実行性、継続性、波及性、費用対効果の観点から、継続の場合は、前年度の事業計画からの継続性の観点から審査します。採択されれば、補助金が交付されます。また、活動終了後には実績報告書等の提出が必要になります。

補助の対象となる活動

各区役所が設定した次のテーマ等に基づき、左記の補助の対象となる団体が主体的かつ継続的※に取り組む当該区内での活動が対象となります。

※ 概ね3年以上継続して行われる予定の活動を言います。

【各区役所が設定したテーマ】（令和7年度）

中区

- テーマ1：都心にふさわしいにぎわいを創るまちづくり
- テーマ2：自然と歴史、文化芸術を生かしたまちづくり
- テーマ3：互いに尊重し、地域で支え合い、多様な住民が健康で快適に暮らせるまちづくり
- テーマ4：地域コミュニティを育むまちづくり
- テーマ5：災害に強く、犯罪や事故の起こりにくい安全・安心なまちづくり

東区

- テーマ1：安全・安心で、元気あふれるまちづくり
- テーマ2：みんなで支え合うまちづくり
- テーマ3：地域資源を生かした個性豊かなまちづくり
- テーマ4：おもてなしの心あふれるまちづくり

南区

- テーマ1：陸と海の玄関の特色を生かした多くの人が訪れるにぎわいのあるまちづくり
- テーマ2：人と人のつながりを大切にみんなが支え合う安全・安心なまちづくり
- テーマ3：歴史を生かす、文化やスポーツを楽しむ地域に愛着を持って心豊かに暮らせるまちづくり
- テーマ4：山や島などの豊かな自然の魅力を活用した美しいまちづくり

西区

- テーマ1：地域資源を活用したまちづくり
- テーマ2：にぎわいのあるまちづくり
- テーマ3：元気アップを目指したまちづくり
- テーマ4：安全・安心で美しいまちづくり

注 その他、区の魅力や活力の向上に資するまちづくり活動であれば、対象となる場合があります。
詳細は、各区の応募の手引等でご確認ください。

安佐南区

- テーマ1：地域愛を育み、みんなで魅力を生み出すまちづくり
- テーマ2：みんなで支え合い、安全・安心・健康に暮らせるまちづくり
- テーマ3：自然と共に豊かに暮らし、交流するまちづくり
- テーマ4：地域と大学がつながり、活力あふれるまちづくり

安佐北区

- テーマ1：都市圏北部の拠点として、活力にあふれるまちづくり
- テーマ2：支え合いの心を育み、住み続けられるまちづくり
- テーマ3：自然や歴史、伝統文化など地域資源を生かしたまちづくり
- テーマ4：みどりの恵みが実るまちづくり
- テーマ5：安全で災害に強いまちづくり

安芸区

- テーマ1：人を育み、安全・安心で地域が支え合いながら健康に暮らせるまちづくり
- テーマ2：豊かな自然と共存したやすらぎのあるまちづくり
- テーマ3：ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり
- テーマ4：東部地域をつなぐ活力とにぎわいのあるまちづくり

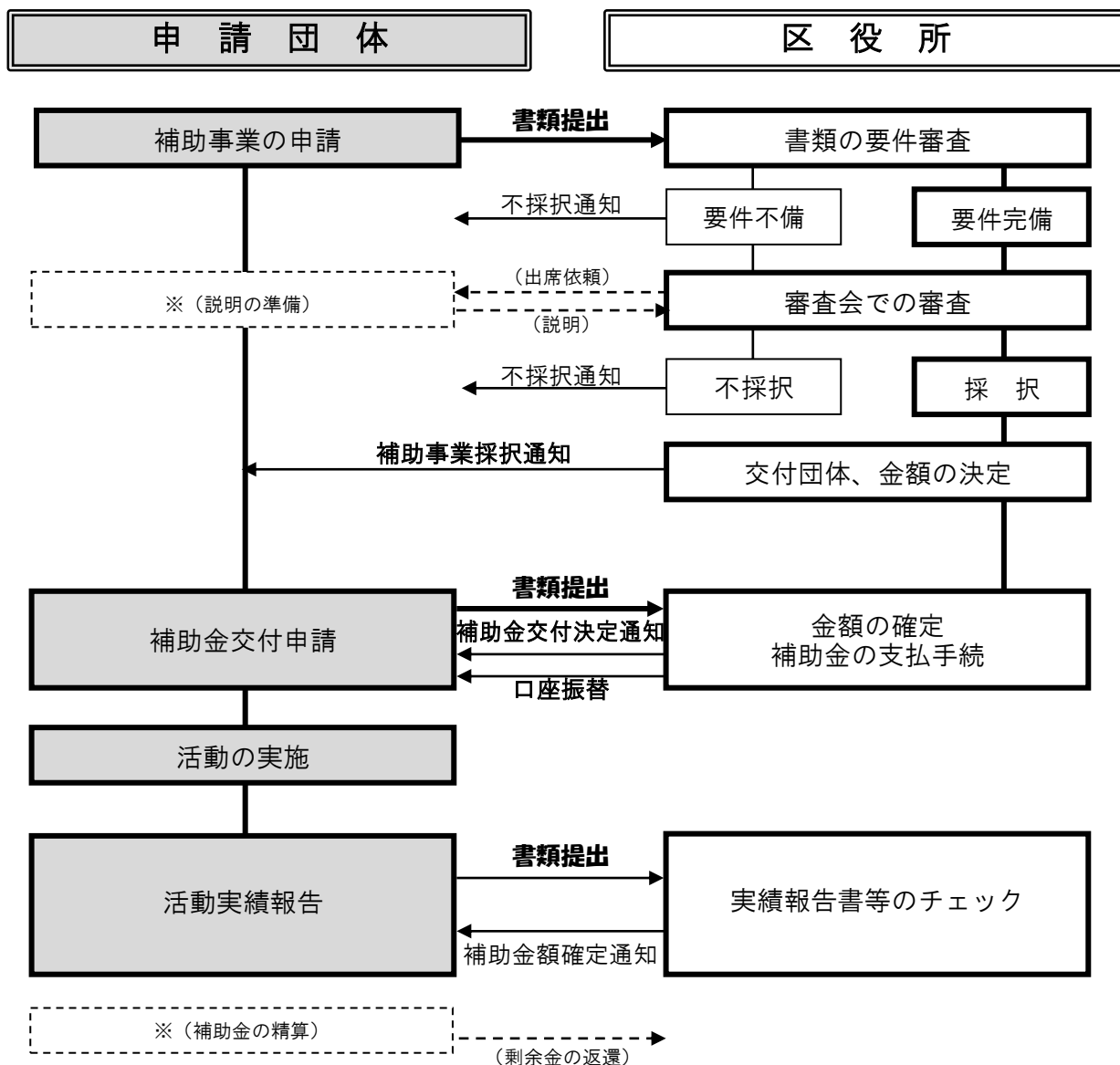
佐伯区

- テーマ1：自然と共生し、歴史・文化を体感できるまちづくり
- テーマ2：人に優しく、快適で安全・安心なまちづくり
- テーマ3：地域力を高め、元気で活力のあるまちづくり
- テーマ4：人が集い交流する、にぎわいのあるまちづくり

※ 次の活動は対象外となります。

- 1 国・県・広島市または国・県・広島市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する活動
- 2 営利を目的とし、または特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利する活動
- 3 活動を行う地区の住民等の理解または協力を得る見込みのない活動
- 4 その他市長が適当でないと認める活動（親睦やレクリエーション、備品や施設整備を主目的としたものなど）

補助制度の流れ



※ 上記フローに示していませんが、以下の手続き、申請等が必要な場合があります。

- ・ 応募件数が多数の場合の予備審査
- ・ 事業に変更があった場合の変更申請書の提出、審査
- ・ 中間調査の実施

問合せ先

詳しくは活動される区の地域起こし推進課にご相談ください。

区役所	電話番号	連絡先等
中区地域起こし推進課	082-504-2546	na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
東区地域起こし推進課	082-568-7704	hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
南区地域起こし推進課	082-250-8935	mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
西区地域起こし推進課	082-532-0927	ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区地域起こし推進課	082-831-4926	am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区地域起こし推進課	082-819-3904	as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区地域起こし推進課	082-821-4904	ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区地域起こし推進課	082-943-9705	sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp